

新型コロナウイルス感染症対策関連の国等行政関係から

日付	通知名	通知先	発信元
2020.2.18	保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応	都道府県 指定都市 中核市 保育主管部(局) 地域子ども子育て支援事業主管部(局)	厚生労働省健康局結核感染症課 同子ども家庭局保育課 同、同子育て支援課
2.25	保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応(第二報)	都道府県 指定都市 中核市 保育主管部(局) 地域子ども子育て支援事業主管部(局)	厚生労働省健康局結核感染症課 同子ども家庭局保育課 同、同子育て支援課
2.27	保育所等における新型コロナウイルスへの対応について(令和2年2月27日現在)	各都道府県保育担当部(局) 各指定都市・中核市保育担当部(局)/各都道府県児童厚生施設担当部(局)/各指定都市・中核市児童厚生施設担当部(局)/各都道府県地域子ども・子育て支援事業部(局)/各指定都市・中核市	厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室/厚生労働省子ども家庭局保育課/厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
2.27	新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について		厚生労働省子ども家庭局保育課/厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
2.27	新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども・子育て支援交付金の取り扱いについて	各都道府県、指定都市、中核市 地域子ども・子育て支援事業部(局)	内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
3.4	新型コロナウイルス感染症防止のための一斉臨時休校に関連しての学童保育の対応についての緊急申入書	厚生労働省大臣 加藤勝信様	全国学童保育連絡協議会 会長 西田隆良
3.6	新型コロナウイルス感染症防止のための学校臨時休校に関連しての放課後児童健全育成事業に対する追加の財政措置について	各都道府県、指定都市、中核市 地域子ども・子育て支援交付金 放課後児童健全育成事業 担当者	内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

3.7	保育所等における新型コロナウイルスへの対応について(令和2年3月7日現在)	各都道府県保育担当部(局) 各指定都市・中核市保育担当部(局)/各都道府県児童厚生施設担当部(局)/各指定都市・中核市児童厚生施設担当部(局)/各都道府県地域子ども・子育て支援事業部(局)/各指定都市・中核市地域子ども子育て支援事業	厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室/厚生労働省子ども家庭局保育課/厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
3.10	「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」に係る令和元年度交付金の申請手続きについて	各都道府県子ども・子育て支援交付金 担当者	内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
3.12	地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ	各都道府県、指定都市、中核市 地域子ども・子育て支援事業部(局)	内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
3.14	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急声明		日本学童保育学会
3.31	「放課後児童健全育成事業」実施について(3.31第五次改訂)	各都道府県知事	厚生労働省子ども家庭局長
〃	事務連絡 放課後児童対策に係るQ&A等について	各都道府県、指定都市、中核市 放課後児童健全育成事業 ご担当者様	厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 健全育成係
4.7	緊急事態宣言後の保育所等の対応について	各都道府県、指定都市、中核市保育主管部(局) 地域子ども・子育て事業主管部(局)	厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室/厚生労働省子ども家庭局保育課/厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
5.18	新型コロナウイルス感染防止のための一斉臨時休校に関連しての学童保育の対応についての緊急申入書	厚生労働省大臣 加藤勝信様	全国学童保育連絡協議会 会長 西田隆良
5.20	「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について	各都道府県知事	府子本第609号 内閣総理大臣

6.19	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (児童福祉施設等分) 実施要綱		子発0619第1号
”	事務連絡 「子ども・子育て支援交付金の交付申請書提出について」	各都道府県子ども・子育て支援交付金 担当者	内閣府 子ども子育て本部 参事官 (子ども子育て支援担当) 付事業第一係
5.25	子ども・子育て支援整備交付金の交付について	各都道府県知事	内閣総理大臣
6.30	令和2年度新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援交付金(介護福、社分交)付について	各都道府県知事	厚生労働省発子0630第2号 厚生労働省発障0630第1号 厚生労働省発老0630第1号 厚生労働事務次官
6.30	令和2年度新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援交付金(介護福、社分交)付に関するFAQ		
6.30	令和2年度新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援交付金(介護福、社分)の交付申請について	各介護・福祉主管部(局)	厚生労働省 老健局振興課 社会援護局障害保健福祉部障害福祉課 子ども家庭局総務課
7.6	要望書	厚生労働省大臣 加藤勝信様	全国学童保育連絡協議会 会長 西田隆良
7.21	放課後児童健全育成事業の実施についての一部改正について	各都道府県知事	子発0714第1号 厚生労働省子ども家庭局長
8.5	要望書を踏まえた懇談会	厚生労働省子ども家庭局	全国連協
8.22	令和2年度新型コロナウイルス感染症 交付金に関するFAQ (令和2.8.7時点版)		
8.29	学童保育電話相談会		



の対応

内容	備考
<p>保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合(2月18日時点) 【発生情報の保育所等への連絡について】 【登園等停止の措置及び臨時休園等の判断について】【地域住民や保護者への情報提供等】</p>	
<p>保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合(2月25日時点) (子どもが感染した場合について)(感染者がいない保育所等も含む臨時休園等について)(発熱等の症状がある子ども登園回避の要請の徹底について)・・・</p>	
<p>指定外国地域(中国河北省、浙江省及び韓国大邱広域市等)滞在歴及び旅券の有無にかかわらず新型コロナウイルスへの対応について留意・徹底のお願い。留意事項(令和2年2月27日更新)・・・咳エチケット、マスク着用他・・・</p>	<p>初期発生地域及び感染拡大地域限定を改め、国内全域に留意事項を通知</p>
<p>・・・このたび小学校・中学校・高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について・・・(放課後児童クラブについて)・・・感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。・・・</p>	<p>開所に伴い追加で費用が発生する場合は「子ども・子育て交付金」の範囲内</p>
<p>・・・都道府県等からの要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合について、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。・・・</p>	<p>施設内に感染者が発生し、休業した場合も含む</p>
<p>・運営費と保育料の取り扱いについて／・衛生用品の確保について／・学校等施設利用への協力要請他</p>	<p>学校臨時休業に伴う開所における要望</p>
<p>・・・開所に当たって人材確保が困難になること等が見込まれることから、追加で人材確保等に要する費用について・・・午前中から運営する場合・・・1日当たり20,000円・・・</p>	<p>施設を新たに設ける、障害児受け入れ等の場合の交付金も</p>

<p>指定外国地域(中国河北省、浙江省及び韓国大邱広域市他、イラン・イスラム共和国等)滞在歴及び旅券の有無にかかわらず新型コロナウイルスへの対応について留意・徹底のお願い。留意事項(令和2年2月27日更新)…咳エチケット、マスク着用他…</p>	<p>外国の感染拡大対象地域に伴う更新</p>
<p>交付要綱の改正の内容 放課後児童健全育成事業…学校臨時休業により、3月2日～春休み前日(期間)中(午前)から開所するための経費日額:10,200円 他</p>	<p>他、人材確保支援事業:日額20,000円等</p>
<p>・学校は臨時休業にするのに、なぜ児童クラブはしないのか? / 児童クラブにおいて子どもが感染したら市町村は何をすべきか? 他</p>	
<p>施設、指導員の実態など、多くの課題を抱えている学童保育の現場に、丸投げされている状況にあり、大切な子どもの命と生活を保障するために必要なことを政府および自治体に提言すること。</p>	<p>感染予防に必要な物資の支給、学校等の施設利用促進等</p>
<p>令和2年度放課後児童健全育成事業実施について</p>	
<p>・放課後児童対策に係るQ&amp;A等について ・放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドラインに係るQ&amp;Aについて ・令和2年度における「放課後児童支援員処遇改善事業」の算定方法について</p>	
<p>…このたびは新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の保育所等の対応について別紙のとおり…放課後児童クラブ等について…規模を縮小して実施することを検討…</p>	<p>臨時休業する場合でも医療従事者等必要な場合子どもを預かる…</p>
<p>・学童保育における新型コロナウイルス感染症防止対策について国、自治体の責任の明確化 / ・2020年度予算化された「感染防止対策に係る支援」をすべての自治体が申請するよう国は周知徹底させる他</p>	<p>要望書提出</p>
<p>利用時間や曜日において利用児童が20人未満になり、支援員1名または補助員のみでの配置においても基本の基準額を適用できること、基本額の改定等</p>	<p>平成28年度7月20日付「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」の改正</p>

目的:新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や児童福祉施設職員の支援等について地域の実情に応じて… 事業内容:感染防止対策のための相談事業他	実施主体: 都道府県
子ども・子育て支援交付金の交付申請書提出について	
子ども・子育て支援整備交付金交付要綱	平成27.7.13 ⇒ 第5次改正 府子本第 607号 令和 2.5.25
〈交付の目的〉 交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や介護、福祉分野の職員の支援等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施できるよう都道府県の取り組みを包括的に支援すること	令和2年 6.30
7.15 全国連協からの通知によるPDF参照	
交付申請書提出期限 令和2年7.17 他	事務連絡 令和2.6.30
公的責任による学童保育制度の拡充と財政措置の大幅増額を求める	
耐震化等、防災対策などを加える	令和2.7.14
令和2年7.14懇談会による懇談記録	全国連協 8.5発添付 ファイル
8.21 全国連協からの通知によるPDF参照	令和2.8.7
主催全国連協 共催セーブザチルドレン	9月～12月

